

一般社団法人山形県産業資源循環協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県産業資源循環協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等を推進することにより生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する調査、研究及び情報収集
- (2) 産業廃棄物に関する技術及び法律等の会員への情報提供
- (3) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する指導及び研修
- (4) 産業廃棄物に関する県民への広報啓発
- (5) 廃棄物の不法投棄を防止する活動
- (6) 災害廃棄物の処理に関する協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき許可を受けた者で県内に事務所を有し、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 協会の事業を援助する個人又は法人
 - (3) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 協会の定款又は規程に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合において、当該会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 正会員にあつては事業の廃止をしたとき、又は法律に基づく許可の取消処分を受けたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員数の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。
- 3 会長は、第2項の請求があったときは、当該請求の日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合は、正会員に対し会議の目的である事項及び内容、日時及び場所を記載した書面により、開催の日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 賛助会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他の法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することが出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員に委任して表決することができる。

- 2 第17条、第19条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって表決し、又は表決を委任した正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち3名以内を専務理事とする。
- 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 6 第2項の会長を法人法上の代表理事とする。
- 7 第4項の専務理事及び第5項の常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を統括する。
- 5 常務理事は、日常の業務を処理する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て理事会で定める。

(責任の免除)

- 第29条 役員が協会に対する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 総会に付議すべき事項の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

4 会長は、前項3号の規定による請求があったときは、請求があった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知をしなければならない。

5 会長は、理事会を招集するときは、会議の目的である事項及び内容、日時及び場所を記載した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印をする。

第7章 専門部会及び青年部会

(専門部会)

- 第37条 協会に理事会の決議により専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、特定の分野についての適正処理の推進等を図るため、協会の事業のうち特定の実務を行う。
 - 3 専門部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(青年部会)

- 第38条 協会に理事会の決議により青年部会を置くことができる。
- 2 青年部会は、部会員の資質の向上と交流の促進を図ることなどを目的に、協会の事業のうち特定の実務を行う。
 - 3 青年部会の運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 支部

(支部)

- 第39条 協会に次の支部を置く。
- (1) 村山支部
 - (2) 最上支部
 - (3) 置賜支部
 - (4) 庄内支部
- 2 支部は、地域の実情を勘案し、協会の事業の円滑な運営に資するため、協会の事業のうち特定の実務を行う。
 - 3 支部の運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

- 第41条 資産は、理事会の決議に基づいて会長が管理する。

(経費の支弁)

- 第42条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第43条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

2 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第49条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 雑則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は伊藤正志、専務理事は井上尚及び荒川純一、常務理事は鈴木信夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この定款の改正は、第 8 次通常総会の決議のあった時から施行する。

附則の追加

この定款は、令和 6 年 6 月 7 日から施行する。